

千葉県告示第1120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和7年12月26日

千葉市長 神谷 俊一

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 指定の種類 | 定員 |
|---|--|----------|------------|----------|----|
| あらた 稲毛海岸事業所 千葉県美浜区高洲3-14-4 第二水野谷ビル 6F | WIB JAPAN株式会社 千葉県美浜区高洲3-14-4 第二水野谷ビル 6F 石舘 克弘 | 令和8年1月1日 | 1210104327 | 就労定着支援 | — |
| でじるみ千葉中央 千葉県中央区新宿1-8-11 IDビル4階 | トリキャリア株式会社 東京都千代田区富士見2-14-38 富士見イ サ511 河野 正 | 令和8年1月1日 | 1210107486 | 就労継続支援B型 | 20 |
| mare 千葉県稲毛区稲毛3-17-9 | 株式会社Workup 岐阜県岐阜市沖ノ橋二丁目4番地2 垣内 和太流 | 令和8年1月1日 | 1210107478 | 就労継続支援B型 | 20 |